

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）について

1. 条例制定の趣旨

高齢化が急速に進む中、今後一層の認知症高齢者の増加が見込まれ、誰もが認知症になりえる認識を持つことが求められる。

G7保健大臣会合（2016年9月）の「神戸宣言」を踏まえながら、市独自の認知症対策の新たな試み（認知症の人の起こした事故に関する救済制度）や医療産業都市の推進との連携などによって、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり」を推進していくため、条例の制定を検討している。

参考：神戸市の状況（平成29年3月末現在）

高齢者人口	41.8万人	認知症高齢者 日常生活自立度Ⅱ以上	46,509人
-------	--------	----------------------	---------

2. 検討状況

「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」、及び同会議の下に「事故救済制度に関する専門部会」、「認知症初期集中支援事業運営関連部会」、「認知症の診断に関する専門部会」の3つの専門部会を設置し、議論を行っている。

事故救済制度については、認知症の人が起こした事故に関する救済制度の創設を目指しており、「認知症と診断された方」を対象とすることなど、検討している。

また、事故救済制度に関連した認知症の診断基準・認知症診断検診の導入や、認知症の疑いがある人の運転免許返納促進についても検討している。

3. 今後のスケジュール

29年12月11日	条例案のパブリックコメント
～30年1月9日	
30年2月	条例案を議会に上程
30年4月	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行
31年度	事故救済制度開始

※有識者会議（専門部会含む）は、条例施行後、条例に基づく附属機関として位置づけ、必要に応じ、適宜開催。